

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年9月1日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 藤田 礼子

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している風速計用検定設備（風洞）の点検・調整を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本設備の構造及び動作並びに制御ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 風速計用検定設備（風洞）の点検・調整（気象測器検定試験センター）
- (2) 業務内容 風速計用検定設備（風洞）の性能・機能に係わる点検及び調整
- (3) 履行期限 令和 6年 3月 22日（金）

3 業務目的

風速計用検定設備（風洞）は、風速計の型式証明、検定及び部内検査に使用する装置である。

本件は、風速計検定設備である風洞の点検・調整を行うことにより、最適な性能を維持し、年間を通じた安定運用を図ることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本設備は、気象業務法による風速計の検定、型式証明及び気象庁が観測に使用する風速計の検査を行うものであり、制御装置により電動機に直結された胴体内の送風機を制御プログラムシーケンスにより高精度に回転制御を行い、胴体内に気流を発生させ、拡散洞、変流部、整流格子と縮流洞により基準となる気流（風速）を形成し、被検査風速計に当て、構造・性能の検査を行う設備であることを理解し、本設備に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

風速計用検定設備（風洞）の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、本作業に起因する観測装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

回流式風洞の制作実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

プログラムロジックコントロールを使用した気流速度制御及び気流温度制御を行う回流式風洞の点検調整の実績があること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線 2524）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年9月1日（金）から令和5年9月21日（木）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年9月22日（金）17時まで （1）に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。